

憲法と地方自治

講師 小原隆治

早稲田大学政治経済学術院教授

【略歴】1959年長野県生まれ。1982年早稲田大学政治経済学部卒業。1990年同大学院政治学研究科博士課程単位取得退学。成蹊大学法学部教授を経て2010年より現職。(公財)地方自治総合研究所理事。専攻は地方自治。

【著書】『これでいいのか平成の大合併』(編著、コモンズ、2003年)、『平成大合併と広域連合』(共編、公人社、2007年)、『新しい公共と自治の現場』(共編、コモンズ、2011年)、『震災後の自治体ガバナンス』(共編、東洋経済新報社、2015年)など。

【講師より一言】

大日本帝国憲法と日本国憲法とを比べて見ると、第1章天皇から始まって、その構成は驚くほど似ています。そのなかにあつて、大日本帝国憲法にはなく、日本国憲法にあつたに付け加わつた章が、第2章戦争の放棄(第9条)と第8章地方自治(第九十二・九十五条)です。この二つの章は、物理的にだけでなく、理論的にも双子として生まれたといつていいように思います。改憲論者のなかには、まるで勝手口からコンコン入るように、第8章から改革論議を始めようといつている人もいます。希望の党の人々がその一例です。見当外れというほかありません。第8章は変えることが課題ではなく、なかには第九十五条のように死文化している条文をはじめとして、もっと活かすことが課題なのです。

日時

2017年11月19日(日) 14:00~16:30

場所

上智大学 6号館 2F 202教室

〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1 (JR中央線・東京メトロ丸ノ内線・南北線/四ツ谷駅 翹町口・赤坂口から徒歩5分)
http://www.sophia.ac.jp/jpn/info/access/accessguide/access_yot_suya

【参加費】 1,000円 (学生・障害のある人 500円) ★どなたでも参加できます。事前申込は、不要です。

終了後に、講師を囲んで懇親会を予定しています。(各自が飲食された分をお支払いいただきます。)

【主催】

ベグライテン

ミシュカの森

【共催】上智大学哲学科

【問合せ】

090-9146-6667(関根)

ANA71805@nifty.com(入江)

Begleiten
ベグライテン

ミシュカの森

<https://www.facebook.com/begleiten2>

<https://www.facebook.com/mforest>

HP <http://begleiten.org/>